

自殺で子を亡くした親が望む情報提供と支援

—自死遺族を対象とした質的調査の結果から—

○ 京都府自殺ストップセンター 大倉 高志 (8257)

白井 (田邊) 蘭 (関西電力病院・8340)、

引土 絵未 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所・7570)、木原 活信 (同志社大学・1851)

キーワード：子を亡くした親、自死遺族、情報提供

1. 研究目的

1998年～2011年まで、我が国における年間自殺者数が3万人を超える状況が続き、その陰で、突然遺族となる家庭も後を絶たない。自殺で家族を亡くした遺族（以後、自死遺族、または、遺族）は、自分が家族を死に追いやったという「罪悪感」や「死因を隠しておきたい感情」を抱く傾向がある。そのため、遺族が問題解決や精神的回復に必要な情報や支援に辿り着けないまま孤立を深めている危険がある。我が国でもこのような傾向を憂慮し、2008年には長崎県自殺対策専門委員会が、2009年には厚生労働省研究班が自死遺族支援用の手引きを発行した。しかし、遺族が自殺発生後に、いつ、誰から、どのような方法による情報提供や支援を望んでいるのかを具体的に明らかにしようとした研究は、2011年の大倉らの報告以外にはほとんどない。

以上の背景から、本研究は、自殺で子を亡くした親が自殺発生直後から間もない時期に、どのような情報提供を望んでいるのかについて明らかにすることを目的とした。本研究により、自殺発生直後から時系列で遺族に接する可能性が高い地域の救急隊や警察、市役所、葬儀関係者、宗教関係者等が、遺された親が望む情報提供のあり方を具体的に把握し、子を亡くした親に適切な情報提供と支援がなされることが期待される。

2. 研究の視点および方法

本研究は、フォーカス・グループ・インタビュー（以後、FGI）による質的研究である。対象者は、遺族である親が子を亡くしてから3年以上が経過し、かつ日本国内で活動している自死遺族自助・支援グループに中心的・協力的に関わっている遺族とした。対象者の募集は、これらの自助・支援グループから紹介を受けた候補者に筆頭発表者が直接訪問し調査の趣旨と目的を口頭で説明し、十分な理解と賛同を得て実施した。

FGIには、筆頭発表者が司会者として、共同発表者の一人が司会補助者として同席し、それぞれが予め用意した記録用紙でメモをとりながら、ICレコーダーで全ての語りを録音した。分析は、情報提供について予め設定した要素である(a)望まれた時期、(b)望まれた実施者、(c)望まれた情報、(d)望まれた方法、の4つのカテゴリーに該当した語りを抽出する方法で実施した。分析後、次のFGI対象者の選定を検討し、新たな対象者を募集した。

3. 倫理的配慮

FGI実施中に対象者が体調を崩された場合を想定し、司会者と司会補助者による対応方

法を明文化した。FGI 終了後、24 時間対応の電話相談窓口と司会者の連絡先を明記した感謝状を渡し、帰宅後の気分変調に配慮した。第 1 回 FGI（以下、FGI-1）は京都大学大学院医学研究科・医学部医の倫理委員会から、第 2 回・第 3 回 FGI（以下、FGI-2・FGI-3）は同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会からの承認を得て実施した。

4. 研究結果

全 3 回の FGI の対象者は、父親が 4 名、母親が 9 名の合計 13 名だった。そのうち、FGI-1 は、父親 2 名・母親 2 名で構成した。FGI-2 は、成人した子を亡くした父親 1 名・母親 3 名で構成した。FGI-3 は、高校・大学の時期の子を亡くした父親 1 名・母親 4 名で構成した。（なお、FGI-1 については、既に 2011 年 3 月に日本自殺予防学会誌『自殺予防と危機介入』に投稿・掲載された論文の一部として公表済みである。今回はグループ 1 のデータを追加分析し、本報告における比較分析の一部として使用した。）FGI の実施時期は、FGI-1 が 2009 年 12 月、FGI-2 が 2010 年 12 月、FGI-3 が 2011 年 6 月だった。対象者の自己紹介から FGI 終了までに要した時間は、FGI-1 が 2 時間 20 分、FGI-2 が 2 時間 54 分、FGI-3 が 4 時間 3 分だった。

(a)望まれた情報提供の時期については、【既存の専門家が遺族の対応をした時】が、親の 3 つのグループで共通していた。(b)望まれた情報提供の実施者については、【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】、【警察】、【葬儀社】の 3 つが、3 つのグループで共通して挙げられた。(c)望まれた情報については、【子が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい情報】、【自死遺族向けの集いやしんどい時の受診先や相談先】の 2 つが 3 つのグループで共通していた。(d)望まれた方法については、【リーフレットや冊子などによる提供】、【自宅や現場に駆けつけ、必要な情報や、やるべきことを状況判断し一緒に動いてくれる】、【自死遺族の気持ちや苦しさに配慮した手厚い対応】、【事実を隠さず教える】、【各種発信媒体の活用】の 5 つが、3 つのグループで共通していた。

5. 考察

子の年代を考慮した結論として、高校・大学の時期の子を亡くした親は、その責任を一身に背負い、責められる人が自分しかいないと声を揃えた。子が既婚者の場合、遺された親は子の家庭での出来事について、限られた情報から実態を推測し把握しようとするため、子の家庭で遺された配偶者が多くの場合、分が悪い立場に置かれがちである。総論的な結論として、親は我が子の自殺の経緯・理由・背景などの全てを知りたいと考えていた。具体的には、警察や救急医からどういう状況で亡くなっていたのかなどの現場の細かい情報について知りたい親には隠さずに教えてほしい、学校で何があったのか、病院でのカルテなどの正しい診療情報、職場での時間外労働などの労働状況、離婚調停にあたった家庭裁判所の審理過程など、であった。研究の限界として、中学やそれ以前の時期の子を亡くした親を対象としておらず、結果の解釈には引き続き慎重な考察が必要である。